

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- a. 企業間の連携

当社は、デジタル・体験・サステナビリティを融合したオムニチャネル企業への進化を通じて、既存の「卸専業」モデルを川上から川下までデータで結ぶ新たなモデルを確立し、日本のアパレル産業に新しい価値創造のモデルケースを示す事業を推進します。外部専門家とのアライアンスを通じて、事業の成功確率を高めるとともに、サプライチェーンにおける協業の好事例を創出します。

- b. IT 実装支援

RFID、WMS（倉庫管理システム）、および完全キャッシュレス化といった DX 基盤の一括導入により、サプライチェーン全体の省力化と業務効率化を推進します。また、店舗・EC から取得する顧客データを CRM/MA（顧客関係管理/マーケティングオートメーション）基盤へ蓄積し、これを卸向けの MD（マーチャンダイジング）提案にフィードバックする“データ循環型”モデルを確立することで、川上の調達先の活性化にも貢献します。

- c. グリーン化の取組

国内生産と再生素材の活用を積極的に進めることで環境優位性を確保し、サステナブルなサプライチェーンの構築を促進します。これにより、アパレル業界全体の環境配慮への意識向上に寄与し、持続可能な社会の実現に貢献します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

- ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、取引先の適正な利益を含み、取引先に

おける労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

- **②手形などの支払条件**

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

- **③知的財産・ノウハウ**

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

- **④働き方改革等に伴うしわ寄せ**

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当社は、従業員への賃上げを推進し、高粗利の新収益源創出、DXによる固定費削減、人材の多能工化による生産性向上を通じて、得られた付加価値増分を従業員給与へ還元する計画です。これにより、優秀な人材の確保と定着を図るとともに、地域経済への貢献も目指します。

---

株式会社インス

代表取締役 三木 健

令和 7 年 6 月 9 日